

大学コンソーシアム八王子 部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学コンソーシアム八王子会則（以下「本会則」という。）第14条第1項の規定に基づき設置される部会の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(設置する部会)

第2条 本会則第14条第1項に規定する部会は、次に掲げる部会とする。

- (1) 大学等連携部会
- (2) 市民・学生連携部会
- (3) 産学公連携部会
- (4) 生涯学習推進部会

(各部会の所掌事業)

第3条 前条第1項第1号に規定する大学等連携部会は、大学等連携事業及び外国人留学生支援事業を所掌する。

- 2 前条第1項第2号に規定する市民・学生連携部会は、学生活動支援事業を所掌する。
- 3 前条第1項第3号に規定する産学公連携部会は、産学公連携事業を所掌する。
- 4 前条第1項第4号に規定する生涯学習推進部会は、生涯学習推進事業を所掌する。
- 5 各部会は、運営委員会の意向を受け事業を実施するものとする。

(部会長及び副部会長)

第4条 各部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、必要に応じて事業の進捗状況及び審議内容等を運営委員会で報告する。

(任期)

第5条 部会長、副部会長及び部会員の任期は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。ただし再任は妨げない。

- 2 部会長及び副部会長は、任期終了後、後任者が就任するまで引き続き職務を行うものとする。

(その他)

第6条 各部会は課題となるテーマについて、調査研究・企画立案及び事業実施のためのワーキンググループ等を必要に応じて設置することができる。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年6月4日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。